

# 東京海洋大学構内交通安全規則

平成 23 年 1 月 11 日

海洋大規第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日 海洋大規第 119 号

改正 平成 28 年 5 月 31 日 海洋大規第 170 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日 海洋大規第 137 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、東京海洋大学（以下「大学」という。）における交通の安全及び静かな教育・研究環境の確保を図ることを目的とし、大学構内における車両及び自転車の交通規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「車両」とは、自動車及び二輪車をいう。
- 二 「自動車」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する自動車（自動二輪車を除く）をいう。
- 三 「二輪車」とは、道路交通法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- 四 「部局」とは、各学部、研究科、学術研究院、附属図書館、ミュージアム機構、各学内共同利用施設、各特定事業組織、事務局及び監査室をいう。
- 五 「構内」とは、次条第 1 号及び第 2 号をいう。
- 六 「職員等」とは、国立大学法人東京海洋大学の役員及び職員（非常勤職員を含む。）をいう。

## (適用範囲)

第 3 条 この規則は、次に掲げる各地区に適用する。ただし、第 12 条の規定は、大学の全ての敷地内において適用する。

- 一 品川キャンパス
- 二 越中島キャンパス

## (車両の通行制限等)

第 4 条 構内における車両の駐車場及び駐輪場並びに通行規制区域は別紙のとおりとする。

- 2 構内における車両及び自転車（以下「車両等」という。）は、歩行者の安全に配慮するとともに通行を妨げる行為を行ってはならない。
- 3 駐車場が満車のときは、第 1 項の規定にかかわらず各部局が指定する臨時自動車駐車場において駐車を認めることがある。

## (駐車の許可等)

第 5 条 車両により大学に通勤する必要がある職員等（自動車の使用による通勤手当の支給を受けている者に限る。）は、あらかじめ所定の手続きによる駐車許可証の交付を受けなければならない。

- 2 本学の学生（学部、大学院、専攻科及び乗船実習科の学生並びに研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生を含む。以下同じ。）の車両による通学は、原則禁止とする。

- 3 前2項の他、次の各号に該当する者は、所定の手続きによる臨時駐車許可証の交付を受けなければならない。
  - 一 教育研究等の業務上、その他突発的な事由等のため車両での通勤を必要とする本学職員
  - 二 身体等に障害があり車両を利用し通学する必要がある学生等
  - 三 その他、部局の長が特に駐車を必要と認める者
- 4 荷物の運搬、その他やむを得ず通行規制区域の通行を必要とする者は、あらかじめ所定の手続きによる臨時通行許可証の交付を受けなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定により駐車許可証の交付を受けた車両は、指定された駐車場又は駐輪場に限り駐車又は駐輪することができる。
- 6 第4項の規定により通行規制区域の通行を許可された車両は、荷物の運搬等の終了後速やかに移動しなければならない。

(遵守事項)

- 第6条 構内において、車両等を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 歩行者の安全を第一とし、大学が定める交通方法又は道路標識及び道路標示に従い運転すること。
  - 二 車両等の最高速度は、時速20kmを超えてはならないこと。
  - 三 運転免許証を携帯しないで車両を運転してはならないこと。
  - 四 その他交通安全上必要と認めること。

(道路交通法との関係)

- 第7条 この規則に定めるほか、構内における車両等の運行方法については、道路交通法の規定を準用する。

(適用の除外)

- 第8条 次の各号に掲げる車両は、その業務遂行のため、あらかじめ第5条第4項による臨時通行許可証の交付を受けることなく、通行規制区域内を通行し、構内に駐車することができる。
- 一 救急車両、消防車両、警察車両等の緊急車両
  - 二 配送車両、郵便配達車両、清掃車両その他業務用車両

(駐車許可証等の提示)

- 第9条 駐車又は規制区域の通行等が許可された者は、駐車許可証若しくは臨時駐車許可証又は臨時通行許可証(以下「許可証」という。)を車両前面に容易に確認できるように表示しなければならない。
- 2 二輪車で駐車又は通行を許可された者は、職員等その他大学関係者から許可証の提示を求められた場合には、提示できるよう常に携帯するか、当該車両に貼付しなければならない。

(車両放置の禁止)

- 第10条 構内に車両等を放置したまま、下校又は退勤してはならない。ただし、研究や業務等で特別の理由がある場合は、この限りではない。

- 2 ナンバープレートのない車両及び長期間の放置車両等がある場合は、一定期間の告知後、当該車両等を処分するものとする。
- 3 前項の処分に要する費用は、原則として当該車両等で駐車又は通行の申請を行った者（自転車の場合にあっては所有者。以下「申請者等」という。）の負担とする。

（違反者に対する措置）

- 第11条 学長は、遵守事項又は禁止事項に違反した車両等に対して、警告文の貼付、車両等の移動又は施錠をすることができる。この場合、車両等の損傷及び移動等に伴う経費は、申請者等の負担とする。
- 2 学長は、違反者が違反状態を反復又は継続する場合には、許可証の取消し又はその他の措置を取ることができる。

（事故の処理等）

- 第12条 大学の敷地内において発生した交通事故等については、すみやかに次に掲げる措置をしなければならない。
- 一 交通事故を起こした者は、法令に定められた措置をするとともに、別に定める事故報告書の提出
  - 二 敷地内における交通事故のため、標識、樹木、植栽、その他器物を破損させた場合にあっては、その原状回復。なお、これに必要な経費は事故当事者が支弁しなければならない。
- 2 敷地内の車両等における盗難及びその他一切の事故については、本学は、責任を負わない。

（雑則）

- 第13条 この規則の解釈及び実施に関し必要な事項は、東京海洋大学環境保全委員会の議を経て、学長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 東京海洋大学構内交通規制に関する申合せ（平成16年海洋大規第234号）は、廃止する。

附 則（平成28年海洋大規第119号）

この規則は、平成28年3月1日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（平成28年海洋大規第170号）

この規則は、平成28年5月31日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第137号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。